

令和4年高島市教育委員会
第12回定例会議事日程

日 時 令和4年12月26日(月)
午後2時00分
場 所 高島市役所 新館2階 教育委員会室

1. 教育長あいさつ

2. 令和4年第11回定例会会議録の承認

3. 会議録署名委員の指名

4. 議事

日程第1 議第64号 高島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する教育委員会規則案

日程第2 議第65号 高島市教育委員会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令案

日程第3 議第66号 高島市立学校学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則案

5. 報告

報告第15号 令和4年12月高島市議会定例会一般質問の概要について

6. 今後の日程

議第64号

高島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する教育委員会規則案

上記の議案を提出する。

令和4年12月26日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

高島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する教育委員会規則

教育委員会または教育機関における高島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年高島市条例第41号）の施行については、高島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和4年高島市規則43号）の例による。

付 則

この規則は、公布から施行する。

議第 1 1 7 号

高島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日

高島市長 福 井 正 明

高島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上ならびに行政運営の簡素化および効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 市の条例および規則等ならびに滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 1 8 年滋賀県条例第 7 1 号）および滋賀県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 1 1 年滋賀県条例第 4 8 号）により市が処理することとされた事務について規定する滋賀県の条例および滋賀県の執行機関の規則をいう。
- (2) 規則等 規則（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 2 項に規定する規程を含む。）、議会の規程および地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 1 0 条に規定する企業管理規程をいう。
- (3) 市の機関等 地方自治法第 2 編第 7 章の規定により設置される市の執行機関、市の議会もしくはこれらに置かれる機関またはこれらの機関の職員であって法令および条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたものまたは同法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。
- (4) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載さ

れた紙その他の有体物をいう。

- (5) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名または名称を書面等に記載することをいう。
- (6) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (7) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- (8) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (9) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等または電磁的記録に記録されている事項を縦覧または閲覧に供することをいう。
- (10) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等または電磁的記録を作成し、または保存することをいう。
- (11) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等または作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行わせることができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。
- 4 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせる場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。)の利用その他の氏名または名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えさせることができる。

- 5 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせる場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもって行わせることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせることが困難または著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等(第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電子情報

処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名または名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうち第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難または著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 市の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項または当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項または書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 市の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 市の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名または名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 手続等のうち次に掲げるものについては、第3条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則等で定めるもの
- (2) 当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの

(添付書面等の省略)

第8条 市の機関等は、申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、または電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、または参照することができる場合には、添付を要しないこととすることができる。

(その他必要な措置等)

第9条 市は、市の機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 市は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性および信頼性を確保するよう努めなければならない。
- 3 市は、市の機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化または合理化を図るよう努めなければならない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第10条 市長は、市の機関等が電子情報処理組織を使用する方法により行わせ、または行うことができる申請等および処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項

は、規則等で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(高島市行政手続条例の一部改正)
- 2 高島市行政手続条例（平成17年高島市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項ただし書中「添付書類」の次に「その他の申請の内容」を加える。

第33条第4項第2号中「含む。）」の次に「または電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加える。

令和4年12月23日
高島市規則第43号

高島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年高島市条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市長等 次に掲げる者をいう。

ア 市長もしくは市長に置かれる機関またはこれらの機関の職員であつて法令もしくは条例等の規定により独立して権限を行使することを認められたもの

イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（市長の所管する同法第244条第1項に規定する公の施設に係るものに限る。）

(2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(3) 電子証明書 申請等を行う者または市長等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録であつて、次に掲げるものをいう。

ア 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が行った認証

ウ 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第5項の規定により登記官がした証明

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長等が指定するもの

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他市長が必要と認める事項を、市長等の定めるところにより、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、同項の規定により入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて送信し、および市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、市長等の定める方法により当該申請等をした者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

3 条例第3条第4項に規定する氏名または名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、前項の規定により申請等を行う者が行う電子署名または同項ただし書に規定する措置とする。

4 第1項の規定により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を、市長等の定めるところにより、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から送信し、および市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、または当該書面等を提出しなければならない。

5 条例等の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等（副本または写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第1項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

（情報通信技術による手数料の納付）

第4条 条例第3条第5項に規定する情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものは、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難または著しく不相当と認められる部分がある場合）

第5条 条例第3条第6項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると市長等が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると市長等が認める場合

（電子情報処理組織による処分通知等）

第6条 市長等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用

する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、市長等の定めるところにより、市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

- 2 市長等は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等に係る事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録するものとする。
- 3 条例第4条第4項に規定する氏名または名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、前項の規定により市長等が行う電子署名とする。
(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第7条 条例第4条第1項ただし書に規定する規則等で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 電子情報処理組織を使用して行う識別番号および暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の市長等の定めるところによる届出
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長等が定める方式
(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難または著しく不相当と認められる部分がある場合)

第8条 条例第4条第5項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると市長等が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があると市長等が認める場合
(電磁的記録による縦覧等)

第9条 市長等は、条例第5条第1項に規定する書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項または当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、市長等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法または電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第10条 市長等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事

項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

- 2 条例第6条第3項に規定する氏名または名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、同条第1項の規定による電磁的記録の作成等に係る事項の情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録することまたは同項に規定する磁気ディスクをもって調製することとする。

(適用除外)

第11条 条例第7条第1号に規定する情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則等で定めるものは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成15年政令第27号)第4条に規定する手続等のほか、次に掲げるものとする。

- (1) 申請等に係る事項について対面により確認する必要があると市長等が認めるもの
- (2) 申請等に係る書面等のうちその原本を確認する必要があると市長等が認めるもの
- (3) 処分通知等に係る書面等を市長等の事業所に備え付ける必要があるもの
- (4) 処分通知等に係る書面等を携帯し、または提示する必要があるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないと市長等が認めるもの

(添付書面等の省略)

第12条 条例第8条の規則等で定める書面等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令第5条の表の上欄に掲げる書面等とし、条例第8条の当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものは、当該書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる措置とする。

(その他の手続等への準用)

第13条 市長等の所管に係る申請、処分通知、縦覧、作成その他の手続(条例第3条から第6条までの規定の適用を受けるものを除く。)に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を使用する方法により行う場合においては、条例およびこの規則の規定の例によるものとする。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

議第 6 5 号

高島市教育委員会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 2 6 日

高島市教育委員会

教育長 上 原 重 治

高島市教育委員会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令

高島市教育委員会事務局職員服務規程（平成 1 7 年高島市教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 2 8 条の 5 第 1 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に改める。

付 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

高島市教育委員会事務局職員服務規程 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 前条の「職員」とは、高島市職員定数条例（平成17年高島市条例第23号）第2条第1項第9号に定める職員および地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 前条の「職員」とは、高島市職員定数条例（平成17年高島市条例第23号）第2条第1項第9号に定める職員および地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。</p>

議第66号

高島市立学校学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和4年12月26日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

高島市立学校学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則

高島市立学校学校運営協議会設置規則（平成30年高島市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「10人」を「15人」に改め、同項第1号中「対象学校」の次に「（当該協議会が、その運営および当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）」を加える。

第7条中「協議会は、」の次に「対象」を加え、「（当該協議会が、運営および運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）」を削り、同条に次の3項を加える。

- 2 協議会は、対象学校の職員の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べることができる。
 - 3 前項の意見について、法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項（特定の個人に関する事項を除く。）とする。
 - (1) 協議会の趣旨を踏まえた学校運営に関する基本的な方針の実現に資する事項
 - (2) 対象学校の教育上の課題を踏まえた事項
 - 4 協議会は、教育委員会に対して第1項および第2項の意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。
- 第8条中「毎年度1回以上、」の次に「対象」を加える。
- 第10条中「協議会は、」の次に「対象」を加える。
- 第13条第1項中「特別の事情がない限り」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、協議会が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

(適正な運営の確保)

第15条 教育委員会は、前条の規定による指導および助言にもかかわらず、なお協議会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、適正な運営を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合
- (2) 協議会としての合意形成を行うことができないと認められる場合
- (3) その他対象学校の運営に現に著しい支障が生じ、または生ずるおそれがあると認められる場合

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

高島市立学校学校運営協議会設置規則 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(委員)</p> <p>第2条 協議会の委員(以下「委員」という。)は<u>10人</u>以内とし、次に掲げる者のうちから、校長(協議会を設置する当該学校の校長をいう。以下同じ。)の推薦により教育委員会が任命する。</p> <p>(1) 対象学校 _____ _____ _____の所在する地域の住民</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(学校運営等に関する意見の申出)</p> <p>第7条 協議会は、_____学校(当該協議会が、<u>運営および運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。</u>)の運営に関する事項について、教育委員会または校長に対して、意見を述べることができる。</p>	<p>(委員)</p> <p>第2条 協議会の委員(以下「委員」という。)は<u>15人</u>以内とし、次に掲げる者のうちから、校長(協議会を設置する当該学校の校長をいう。以下同じ。)の推薦により教育委員会が任命する。</p> <p>(1) 対象学校(当該協議会が、<u>その運営および当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ</u>)の所在する地域の住民</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(学校運営等に関する意見の申出)</p> <p>第7条 協議会は、<u>対象学校</u> _____ _____の運営に関する事項について、教育委員会または校長に対して、意見を述べることができる。</p> <p><u>2 協議会は、対象学校の職員の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べる</u>ことができる。</p> <p><u>3 前項の意見について、法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項(特定の個人に関する事項を除く。)とする。</u></p> <p><u>(1) 協議会の趣旨を踏まえた学校運営に関する基本的な方針の実現に資する事項</u></p> <p><u>(2) 対象学校の教育上の課題を踏まえた事項</u></p> <p><u>4 協議会は、教育委員会に対して第1項および第2項の意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。</u></p>

(学校運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、___学校の運営状況等について、高島市立学校の管理運営に関する規則（平成17年高島市教育委員会規則第11号）第5条の2に規定する評価を行うものとする。

(住民参画の促進等)

第10条 協議会は、___学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、___学校の教育活動に対する地域住民等の積極的な参画および支援が促進されるよう努めるものとする。

(会議の公開)

第13条 会議は、特別の事情がない限り公開とする。_____

2・3 (略)

(委員の解任)

第15条 (略)

(その他)

第16条 (略)

(学校運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について、高島市立学校の管理運営に関する規則（平成17年高島市教育委員会規則第11号）第5条の2に規定する評価を行うものとする。

(住民参画の促進等)

第10条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、対象学校の教育活動に対する地域住民等の積極的な参画および支援が促進されるよう努めるものとする。

(会議の公開)

第13条 会議は、_____公開とする。ただし、協議会が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

2・3 (略)

(適正な運営の確保)

第15条 教育委員会は、前条の規定による指導および助言にもかかわらず、なお協議会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、適正な運営を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合

(2) 協議会としての合意形成を行うことができないと認められる場合

(3) その他対象学校の運営に現に著しい支障が生じ、または生ずるおそれがあると認められる場合

(委員の解任)

第16条 (略)

(その他)

第17条 (略)

報告第15号

令和4年12月高島市議会定例会一般質問の概要について

令和4年12月高島市議会定例会一般質問において、教育委員会に関する質問があったので質問内容および答弁結果を報告する。

令和4年12月26日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

記

別紙のとおり

令和4年12月高島市議会定例会
一般質問の概要

答弁結果
教育委員会抜粋版

令和4年12月 高島市議会定例会

一般質問通告事項（個人）および答弁者一覧表

氏 名	質 問 事 項	答 弁 者
高木 広和 議員	第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の準備状況について	教育総務部長

高木議員

(質問番号 1) 第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会の準備状況について

- 1 本市で開催される競技会およびリハーサル大会の日程について
- 2 本市で開催される競技会およびリハーサル大会に向けての体制とどのような準備を進めて行くのかについて
- 3 市民への大会周知および広報活動について
- 4 全国から訪れる選手や関係者の宿泊および移動方法について
- 5 大会運営支援のための人員確保について

教育総務部長答弁

(答) 高木議員のご質問にお答えいたします。

まず 1 点目の「本市で開催される競技会およびリハーサル大会の日程」についてでございますが、滋賀県で開催されます国民スポーツ大会の会期は、令和 7 年 9 月 28 日から 10 月 8 日までの 11 日間となっておりますが、個別の競技会の日程につきましては、12 月 9 日に開催されました日本スポーツ協会国体委員会で決定されたところでございます。

競技別に申し上げますと、ソフトボール成年女子が 9 月 29 日から 10 月 1 日の 3 日間、高等学校野球軟式が 9 月 29 日、30 日の 2 日間、ウエイトリフティングが 10 月 3 日から 10 月 7 日までの 5 日間、銃剣道が 10 月 4 日から 10 月 6 日までの 3 日間の日程で開催されます。

なお、デモンストレーションスポーツである里湖で地域を結ぶウォーキングにつきましては、本大会開催年の令和 7 年 4 月から国民スポーツ大会開催までの間に実施することとなっております、詳細な日程につきましては、今後、主管団体であります高島市スポーツ推進委員会と協議調整してまいります。

また、全国障害者スポーツ大会の会期につきましては、令和 7 年 10 月 25 日から 27 日までの 3 日間となっておりますが、本市で開催する

ソフトボールの競技日程は、開催2年前の年度末である令和5年度末までに決定される予定となっております。

次にリハーサル大会の開催日程につきましては、本大会前年の令和6年9月にソフトボールと銃剣道を、11月にウエイトリフティングと高等学校野球軟式を開催する予定となっており、全国障害者スポーツ大会のリハーサル大会は、令和7年5月に開催する予定となっております。

2点目の「本市で開催される競技会およびリハーサル大会に向けての体制とどのような準備を進めて行くのか」についてでございますが、大会に向けての体制については、大会を成功に導くため、本年8月に市内外の関係機関、関係団体124名の皆さまで構成する「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会」を設置し進めております。

なお、大会開催に向けましては、競技会の運営だけでなく、大会関係者の宿泊や輸送、広報やボランティア募集など、多様な準備を丁寧に進めていくことが必要であり、ただ今、答弁申し上げました実行委員会のもとに、既に設置しております専門委員会で、充分議論していただきながら進めてまいります。

3点目の「市民への大会周知および広報活動」についてでございますが、大会を成功に導くためには、多くの市民に参加いただくことが必要であることから、実行委員会で決定しました、広報基本計画に基づき、効果的な広報活動を積極的に展開してまいりたいと考えております。

具体的には、大会の愛称、スローガン、マスコットキャラクター、啓発グッズ等の活用や広報誌、ポスター、ホームページ、SNS等の多様なメディアを活用した情報発信、啓発イベント等の開催により広報活動を行ってまいります。

なお、本年度実施した啓発イベントとしましては、ウエイトリフティング、銃剣道、ソフトボール、軟式野球、ボッチャを体験いただける競技体験会を11月13日に今津総合運動公園で開催し、当日は幅広い年齢層から多くの方々にご参加をいただくことができました。

また、1月には市内店舗にて、大会開催1000日前イベントを開催

し、広報啓発を行っていく予定をしております。

4点目の「全国から訪れる選手や関係者の宿泊および移動方法」についてでございますが、まず、全国から訪れる選手や関係者の宿泊にしましては、県が作成している現段階での配宿計画では、本市の国民スポーツ大会における選手・監督・大会役員の宿泊人数を、延べ約5,400人、1日の最大宿泊者数は約850人と想定しており、本市では大会関係者の宿泊の受け入れは可能であるとの結果となっております。

次に移動方法にしましては、大会参加者の宿泊施設から競技会場や練習会場間の輸送ならびに一般観覧者の駅や臨時駐車場から競技会場間の輸送につきましては、市として安全かつ確実な輸送手段の確保に努めてまいります。

最後に5点目の「大会運営支援のための人員確保」についてでございますが、全国から本市を訪れる選手や関係者の方々をおもてなしの心で迎えるとともに、大会を成功に導くためには、多くの市民の方にご参加していただく必要がございます。

そのため、今後、専門委員会において、ボランティア募集要項を作成し、来年度には広く市民の皆さまからボランティアを募集したいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

本大会およびリハーサル大会に向けて、専門委員会では、今後、具体的にどのようなことを進めていくのか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

大会の開催に向けた準備につきましては、4つの専門委員会において進めてまいります。まず、総務企画専門委員会では、広報活動の推進

やボランティアの募集、オリンピックの聖火にあたる炬火イベントや本市を訪れる方々へのおもてなし等について、準備を進めてまいります。

次に、競技式典専門委員会では、本大会およびリハーサル大会の実施計画や競技役員の編成等について、準備を進めてまいります。

次に、宿泊衛生専門委員会では、大会関係者の宿泊や弁当の調達、医療救護体制や食品衛生対策等について、準備を進めてまいります。

最後に輸送交通専門委員会では、大会関係者の輸送や競技会場等における警備対策等について、準備を進めてまいります。

以上でございます。

(再質問)

県の障害者スポーツ大会については、企画や運営などは主に県障害者スポーツ協会が中心となって行っている。市内で開催予定のソフトボール競技に向けて、高島市実行委員会と県障害者スポーツ協会との関係、連携はどのようになっているのか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

全国障害者スポーツ大会につきましては、滋賀県が主体となって準備等を進めていますが、県実行委員会の構成員に、県障害者スポーツ協会と高島市も参画し、情報共有や意見交換等を行っております。

今後も県実行委員会の構成員として県障害者スポーツ協会と連携を図って進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(再質問)

1月に市内店舗にて、大会開催1000日前イベントを開催されるが、どのようなイベントを開催するのか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

滋賀国民スポーツ大会開催1000日前イベントとして、令和5年1月9日月曜日の祝日に市内店舗において、ウエイトリフティングとボッチャの体験ブースおよびオリジナル缶バッジ作成コーナーを設け、広く市民の皆さまに、国民スポーツ大会ならびに全国障害者スポーツ大会の開催について、お知らせするとともに、両大会の開催に向けて気運を醸成してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(再質問)

市内にも「チャレンジド高島」というソフトボールチームがあり、県大会にも出場している。また、県選抜チームのメンバーに選出される選手もおり、先の栃木県での全国障害者スポーツ大会では、3位入賞と輝かしい成績を残されている。国民スポーツ大会後に行われる全国障害者スポーツ大会の注目度は、まだまだ高いものとはなっていないと聞いている。市民に広く障害者スポーツを認知、理解してもらえよう、どのように周知・啓発するのか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

先程も答弁させていただきましたが、11月に開催いたしました競技体験会および1月に開催いたします大会開催1000日前イベントに

おきまして、市民の皆さまにボッチャの体験をしていただけるブースを設け、また、広報たかしま10月号では、議員が仰られた「チャレンジド高島」の紹介記事も掲載させていただきました。今後も国民スポーツ大会と併せまして、積極的な広報を行い、広く市民の皆さまに、周知を図ってまいります。

以上でございます。

(再質問)

来年度からボランティア募集を行うという答弁をいただきましたが、具体的にどのようにして募集するのか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

来年度からのボランティア募集につきましては、広報誌やホームページ、SNS等での募集の他、イベント等の広報活動の際にも、市民の皆さまへ参加や協力を募ってまいりたいと考えております。

また、県のスポーツボランティア制度の活用や実行委員会の関係諸団体にも広く協力を求めていくなど、可能な限り、各方面への呼びかけも行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

(再質問)

障害者スポーツ大会では、講習等を受けた障がい者スポーツ指導員という制度がある。その指導員への協力依頼はどのようにするのか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

全国障害者スポーツ大会につきましては、県が主体的に準備を行っているところではございますが、市も県と協力しながら、様々な障がいスポーツ関係者と今後連携を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

(再質問)

競技会場の安曇川高校は、ウエイトリフティングの全国的な実績と伝統ある高校ですが、大会に向けての相互の協力や支援体制などの構築は出来ているのか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

競技団体であります県ウエイトリフティング協会および競技会場であります安曇川高校は、競技式典専門委員会の構成員として参画いただいております。

また、他の各開催競技団体につきましても、同委員会の構成員でありますことから、お尋ねの安曇川高校はもちろんのことではありますが、各々の開催競技団体とは、大会に向けて緊密に連携を図りながら、準備を進めているところでございます。

以上でございます。

【担当：教育総務部 国スポ・障スポ大会推進課】